

令和8年度 酒田市立浜田小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめに」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行われなければならない。けんかやふざけ合いであっても、被害性(いやだと思うかどうか)、好意で行った行為が、相手に苦痛を与えていないか等まで配慮しながら、いじめか否かを判断しなければならない。

2 本校の基本方針

○浜田小学校の理念：「じりつ（自立・自律）と公益・貢献」

○浜田小学校の教育目標：「自ら考え、自らの力で生きる子どもを育てる」

【めざす子ども像】

(1) はまだで育つ子ども

生活や地域から学びを創り、それを生活や地域に活かし貢献する子ども

(2) まっすぐな心をもつ子ども

まっすぐな心で他者と対話し（他者意識）、自分を高められる（自尊感情、自己有用感、学力・生活力）子ども

(3) だ（た）くましい子ども

自分（の生活）を見つめ、自己管理（自己育成）できるたくましい子ども

○ 日々の授業や教育活動の中で、子ども自らがいじめに対する考え方、対応等について学ぶことができるようにする。

○ 全職員が以下の基本認識を持って、日々の教育活動を行う。

- ・いじめは**人権侵害・犯罪行為**であり、いじめを絶対に許さない。
- ・いじめられている**子どもの立場に立ち**、絶対に守り通す。
- ・いじめる子どもに対しては、**毅然とした対応と粘り強い指導**を行う。
- ・**保護者との信頼関係づくり**、地域や関係機関との連携協力を努める。
- ・教師の不適切な対応で、いじめの温床を絶対につくらない。

（体罰、暴言、不適切な行為 等）

—すべての子どもと大人が

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」という認識を持つ。

したがって、**対応は常に組織的に**行う。小さな出来事でも一人で抱え込まず、みんなで思いを共有しながら対応することを肝に銘じる。

3 未然防止について

(1) 日々の授業づくり、学級づくりの充実に努めることを基本とし、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、**自ら活動できる集団づくり**に努める。
- ② 道徳・特別活動を通して**規範意識や集団のあり方**等についての学習を深める。
- ③ **情報モラル指導**を実施する。
- ④ いじめ早期発見のための**チェックリスト**を活用する。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑥ 教育的課題等から特に配慮が必要な児童について適切な支援、指導を行う。
- ⑦ **常に危機感を持ち**、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実に図る。
- ⑧ 教員研修の充実に、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

- ⑨ **家庭、地域、関係機関と情報交換**を行い、学校いじめ防止基本方針の内容を確認すると共に、日常的な連携を深める。

(2) 各家庭への働きかけとPTAとの連携

①基本方針の公開

- ・ 学校いじめ防止基本方針を全児童の家庭へ資料配付し周知を図る。
- ・ 学校日より等でいじめ防止活動の啓発を図る。

②家庭教育の充実

- ・ 親子の温かいかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、自尊感情を養う。
- ・ 規範意識や「いじめは絶対にしてはならない」ことの意識をしっかりと身につける。
- ・ 定期的な「セルフコントロールカード」の取り組み、PTA連携と連携し「我が家のルール」を推進する。

③家庭での気づき

- ・ 年間2回（6月、11月）アンケートを実施し保護者の声を集約する（3学期は児童のみ）
- ・ 子どもの変化（がんばり、気になること）を積極的に家庭に伝え、相談できる家庭との関係作りを進めていく。

(3) 地域や外部機関との連携

- ① **公益・貢献の心を育み**、様々な交流活動を通して、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに、「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。
- ② 子どもの見守り活動を通じ、子ども達が安全に、安心して生活できるように地域との連携を推進していく。また、必要に応じて市教委、警察、児童相談所等と連携を図っていく。

(4) 評価と基本方針の改善

- ・ 定期的なアンケートや学校評価等で、いじめ防止に対する取り組みが機能しているか点検し、必要に応じてすぐに改善する。

4 早期発見について

(1) 教職員のいじめ認知能力の向上：**全職員が全児童の担任**の気持ちで。

- ① 子どもの行動を注視する。（日常の交流を通して、全職員で）
- ② 子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、日記、個別面談、等）

(2) 学校での具体的実践の場

月	実践の場	内 容
4	☐ 職員研修 ☐ 学級・学年PTA懇談会	・(前年度)気になる児童を全職員で共通理解 ・学年・学級経営方針を保護者と共通理解
5	☐ 学級・学年保護者会 ☐ QUアンケート実施 ☐ 〃 結果分析	・我が家のルールの確認、友人関係などに関する情報交換 ・学校生活における児童の意欲・満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定。『相手を思いやる、いごちのよいクラスをつくる』資料にする。
6	☐ 児童・保護者アンケート実施 ☐ 個人面談	・アンケート結果をもとに、一人一人の子どもと教師が向きあって、より良い集団生活ができるための面談(相談・指導・支援)を行う。
9	☐ 三者面談（通知表配付）	・子ども自身が上期の学習面・生活面等のがんばりを振り返り、それを教師・保護者が認め賞賛し、課題も踏まえて下期の目標や意欲に繋げる(子ども・保護者・教師が共通認識)。
11	☐ 児童・保護者アンケート実施 ※必要に応じて個別面談	・いじめ対応も含めた子ども・保護者向けのアンケートを実施。事案に応じて個別面談(相談・指導・支援)や家庭連携を行う。
2	☐ 児童アンケート実施 ※必要に応じて個別面談	・事案に応じて個別面談(相談・指導・支援)や家庭連携を行う。
☐ 学校行事や授業参観等で、学校における子どもの姿、周りとの関係を見ていただき、気づいた点や気になった点について相談する機会を持つ。		

(3) 児童会が主体となった取り組み

- ① いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動を推進する。
- ② 話し合い活動の充実（例）学級の〇〇宣言。

(4) 保護者や地域からの情報提供

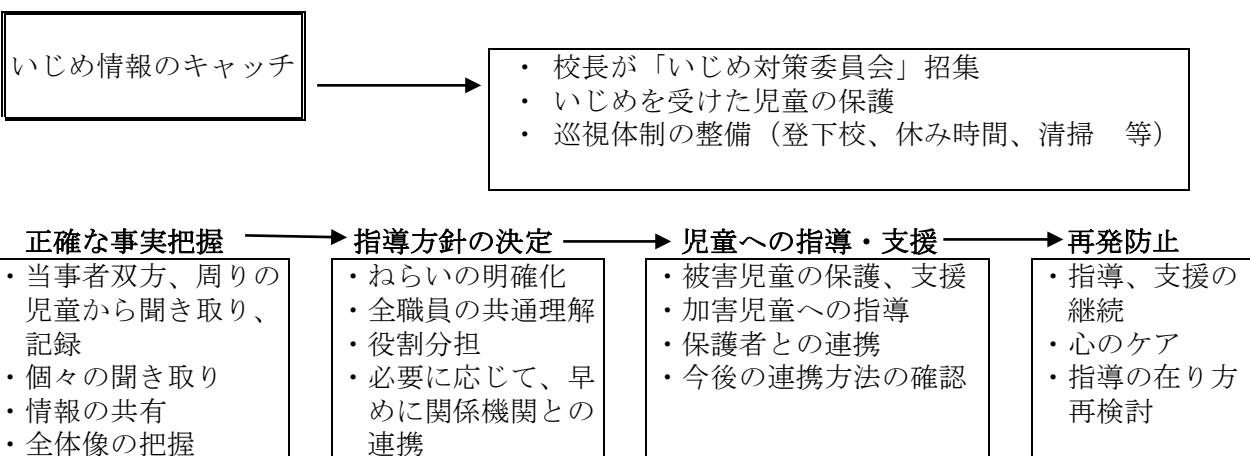
- ① 保護者と情報を共有する。（個人面談、連絡ノート、電話、家庭訪問、PTAの会議 等）
- ② 地域と日常的に連携する。（関連機関との情報共有 等）
- ③ 子ども、学級の状態について心配な状況があった場合には、PTA三役会や事務局会を開き積極的に情報を公開していく。

5 早期対応について

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

いじめ情報をキャッチした場合は、独断での判断、解決を焦らず、いじめ問題担当、管理職に必ず相談、報告をする。

- 解消…
- ① いじめに係る行為が止んでいる（3ヶ月が一つのめど）
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていない



※把握すべき情報（個人情報の取り扱いに十分注意する）

- ◇加害者と被害者の確認 … だれが、だれをいじめているのか
- ◇時間と場所の確認 … いつ、どこで起こったのか
- ◇内容 … どのような内容のいじめか、どのような被害を受けたのか
- ◇背景と要因 … いじめたきっかけは何か
- ◇期間 … いつ頃から、どのくらい続いているのか
- ・ いじめられている児童、いじめている児童、周りの児童に対してそれぞれ適切な対応、対処が必要となりことから、多面的な視点で情報を収集・整理して対応を検討する。
- ・ いじめを許さない集団づくりに努める。

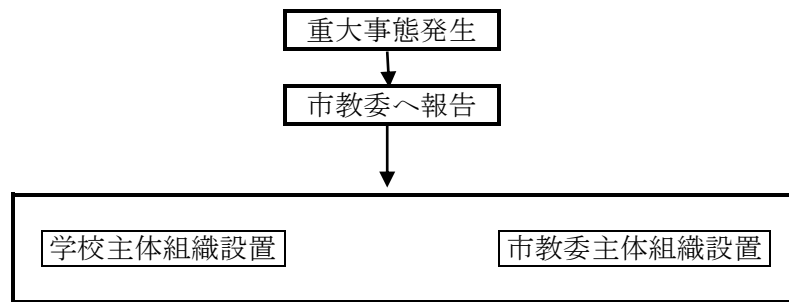
6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは、次の①から③までの一つ以上に該当するものを指す。

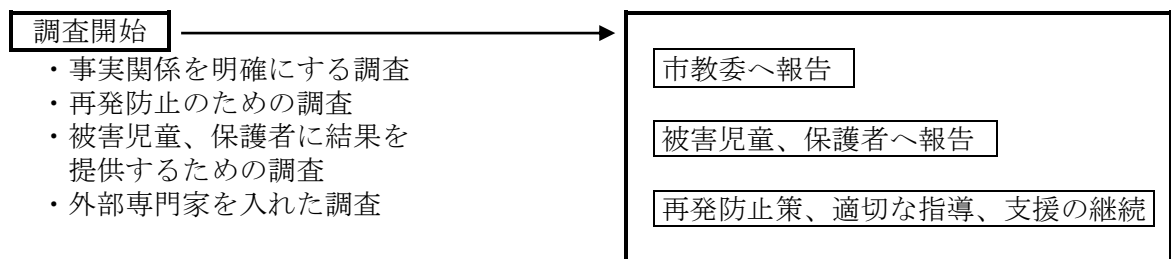
- ① いじめにより、本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を図った場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、本校に在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2) 対応の手順

事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑いが生じた」段階で調査を開始しなければならない



※公平性・中立性を確保した組織となるように市教委と協議のうえで「いじめ防止対策委員会」を設置する。



7 いじめ対策組織

○いじめ対策委員会（事案によって変更あり）

- ・校内メンバー … 校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当、養護教諭、担任
〈必要に応じて〉
- ・校外メンバー … 学校評議員代表、PTA代表、主任児童委員
市教育委員会、児童相談所、SSW、警察、法務局（人権擁護委員）

8 校外組織での発生事案や他校児童がかかわる事案

- (1) 放課後児童クラブ（以下：学童保育）における事案については、学童保育及び保護者へ寄り添い、自校の児童がかかわる事案の早期解決と再発防止のために協力する。
- (2) スポーツ少年団活動（以下：浜田スポ少）における事案については、浜田スポ少本部、当該児童の所属するチーム指導者及び保護者へ寄り添い、自校の児童がかかわる事案の早期解決と再発防止のために協力する。
- (3) 複数校の児童が加盟するスポーツ少年団や、児童が任意で加入している習い事等の集団における他校児童がかかわる事案については、当該団体の指導者や保護者に寄り添い、可能な範囲で自校の児童がかかわる事案の早期解決と再発防止のために協力する。
- (4) 校外組織での発生事案解決と再発防止に向けて、校内における指導をふり返るとともに、必要と判断される対処の改善を図る。また、必要に応じ、事案解決に向けて市教育委員会や警察署などの指導を仰ぎながら対処していく。

9 事案の記録・保存

- ・アンケート、面談、ケース検討会議、いじめ対策委員会等の記録は、個人情報扱いに細心の注意を払いつつ職員（必要に応じ校外メンバーを含む）で共有し、組織として共通理解を図る。また、時系列で整理し、事案が完全に解消するまで又は当面の間は紙媒体で保存する。